

# 事故報告(注意喚起)

九州地方整備局 港湾空港部  
工事安全推進室

管内事務所の工事で発生しました事故について、事故発生の原因及び再発防止対策を取りまとめましたので情報提供致します。

## I. 事故概要

発生日時：令和7年8月5日(火)10時42分

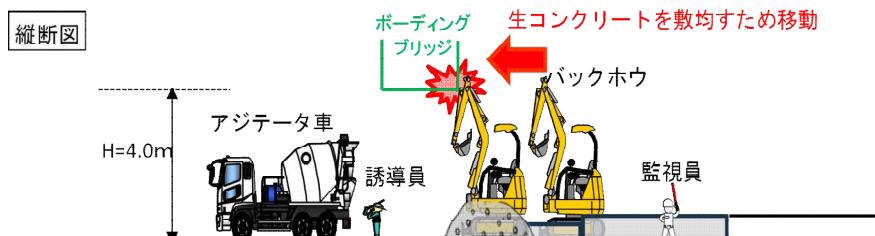
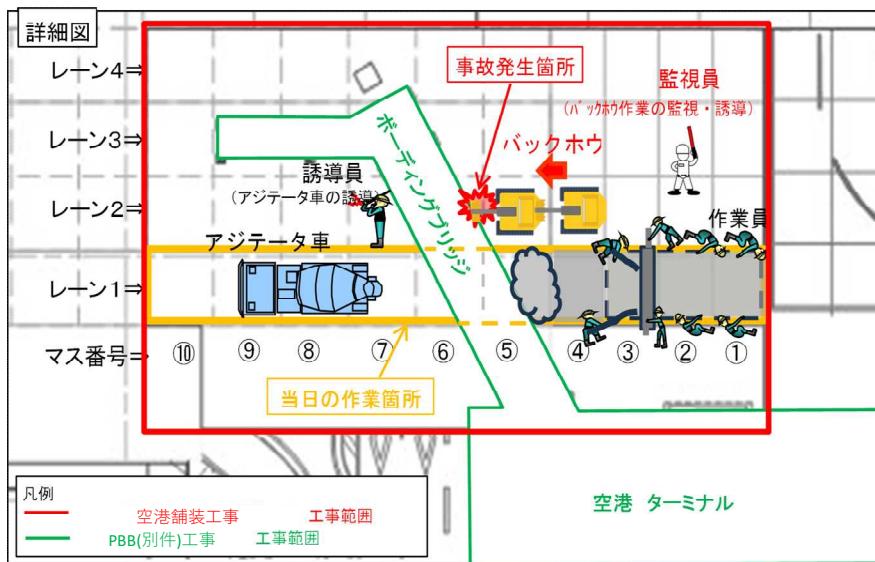
作業内容：空港舗装工

被災状況：被災者無し。別件工事にて施工中であったボーディングブリッジに接触し、破損させた。なお、施工中のボーディングブリッジであったため、航空機の発着及び人身への影響なし。

## II. 事故発生状況

下詳細図に示す「レーン1」のコンクリート舗装の打設に伴い、アジテータ車で生コンクリートを荷下ろし後、バックホウで敷均し、作業員がバイブレータによる締固め作業を行っていた。

アジテータ車がマス番号⑤に生コンクリートを荷下ろしたことから、バックホウのオペレーターは④に待機していたバックホウを、監視員の合図を待たずに⑤に向けて移動させた。その際、バックホウのアームを上げた状態で移動させたことから、別件工事で施工中のボーディングブリッジに接触し、外壁を破損させた。



### III. 事故発生の原因

#### 1) 元請職員の危険箇所の軽視

監督職員から施工箇所周辺の構造物(ボーディングブリッジ等)に対する危険箇所の明示・養生など含む安全対策に対する指示があつたにも関わらず、元請職員の安全意識が薄く、バックホウオペレーター及び監視員への安全指導が行き届いていなかつた。

【危険に対する認識不足】

#### 2) 作業員の作業に対する意識の欠落

##### ・バックホウオペレーター、監視員の認識・連携不足

バックホウ作業時の安全対策として、監視員を配置し、バックホウ移動の際はバックホウオペレーターから監視員へ合図(声かけ)することとしていたが、事故発生時にはバックホウオペレーターから監視員への合図が行われておらず、監視員も他の作業に気を取られ、バックホウの動向を監視することを怠っていた。【不注意・油断】

##### ・バックホウオペレーター・監視員間での合図に関するルール作りの徹底不足

作業に先立ち、バックホウオペレーターと監視員の間でバックホウ作業時の合図に関するルール作りが徹底されていなかつた。今回は、バックホウオペレーターからの移動開始の声かけと、監視員からの危険箇所接近時の合図を行うルールであったが、バックホウオペレーターからの声かけすら行われていなかつた。【作業手順の不徹底】

### IV. 再発防止対策

#### 1) 元請職員の安全行動に対する意識の向上

現場条件等を考慮した作業手順書を元請職員、職長とで協同して作成するとともに、作業員にも安全対策について、KY活動の指導・教育を再徹底することにより、元請職員自身の意識強化を図る。【安全意識の強化】

#### 2) 作業員の作業に対する意識の徹底

##### ・各作業員に作業内容・危険箇所を認識させる

朝礼時において、当日の作業内容、作業の危険箇所把握、安全対策について、各作業員に当日の危険予知箇所を明記させる等、安全の徹底を図る。【安全意識の徹底】

##### ・合図のルール作り、実施の徹底

監視員とバックホウオペレーターは、的確な合図のルールを作り、作業時の実施を徹底する。また、バックホウオペレーターと監視員との合図には電子ホイッスルを使用する。(例えば、バックホウを動かす前にバックホウオペレーターは監視員に向けて電子ホイッスルで合図を送り、合図を受けた監視員は周囲の安全を確認し、安全が確認されたら合図を返す。)【作業手順の改善】

##### ・作業機械移動時の周辺確認の徹底

監視員、誘導員及び作業機械オペレーターは、作業機械移動前に周辺構造物等の安全確認を徹底させる。【安全意識の徹底】

3) 施工方法、作業資機材等への安全措置の工夫

- ・ボーディングブリッジ付近でのコンクリート敷均し作業はバックホウを使用せず、人力敷均しとする。【作業手順の見直し】
- ・バックホウに無線式角度調整警報装置を設置し、設定した高さになり得る角度になった場合、警  
告音が鳴り、オペレーターに警告する。【安全設備の改善】
- ・作業員が誘導員・監視員を認識しやすくするために、色を変えた専用の安全ベストを着用する。  
【安全対策の強化】